



鳥取県公報

平成 28 年 3 月 29 日 (火)
第 8 7 8 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	寄附金の収納事務の委託 (211) (財源確保推進課) 2
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (212) (東部福祉保健事務所) 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (213) (農地・水保全課) 2
	建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 (214) (県土総務課) 2
	道路法による工作物の管理方法の協議の成立 (215) (道路企画課) 5
	土地改良区の役員の就退任 (216) (中部総合事務所農林局) 5
	開発行為に関する工事の完了 (217) (西部総合事務所生活環境局) 6
◇ 教委告示	臨時教育委員会の招集 (5) (教育総務課) 7
◇ 雑 報	平成28年度危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施 (消防防災課) 7

告 示

鳥取県告示第211号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、ふるさと納税に係る寄附金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

株式会社稲田屋本店

2 委託した寄附金

鳥取県・岡山県共同アンテナショップにおいて現金により収納するふるさと納税に係る寄附金

3 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

鳥取県告示第212号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成28年3月29日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
一般社団法人セレスト	鳥取市秋里970-1	就労支援センターぴょんぴょん	鳥取市秋里970-1	就労継続支援B型	平成28年3月18日

鳥取県告示第213号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、赤碕町土地改良区の定款の変更を平成28年3月17日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第214号

平成24年鳥取県告示221号（建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

同日前に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第19条の規定による調達公告を行った建設工事で、その執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なお従前の例による。

平成28年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。 (1)・(2) 略	1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。 (1)・(2) 略

(3) 平成26年鳥取県告示第486号(建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)及び平成27年鳥取県告示第665号(建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、調達公告で指定する建設工事の種別(以下「発注工種」という。)に係るもの(当該発注工種が格付工種(発注工種のうち格付を行うものをいう。)である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。)を有すること。

(4)～(9) 略

(10) 配置技術者に同種工事を元請として施工した者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(以下「技術者等」という。)として当該同種工事を施工管理した実績(現場代理人として従事した実績を認める場合については、その施工当時に主任技術者となることのできる資格を有する者であったときのものに限り、共同企業体の構成員の技術者等として施工管理した実績については、出資比率が調達公告で定める割合以上の構成員の技術者等としてのものに限る。以下「施工管理実績」という。)があることを入札参加者の条件とする場合にあっては、当該施工管理実績を有していること。

(11) 略

2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書及び工事費内訳書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、各構成員が作成し、代表者が一括して提出するものとする。

(1)～(3) 略

(4) 提出された提出書類は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第10条第1項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、入札参加者に無断で当該入札及び鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例(平成14年鳥取県条例第68号)に基づき設置される鳥取県建設工事等入札・契約審議会の審議以外の用途に使用することはない。

3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1)～(4) 略

(5) 落札者が契約締結の日(議決を要する工事に

(3) 平成26年鳥取県告示第486号(建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、調達公告で指定する建設工事の種別(以下「発注工種」という。)に係るもの(当該発注工種が格付工種(発注工種のうち格付を行うものをいう。)である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。)を有すること。

(4)～(9) 略

(10) 配置技術者に同種工事を元請として施工した者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(以下「技術者等」という。)として当該同種工事を施工管理した実績(現場代理人として従事した実績を認める場合については、その施工当時に鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領(平成14年5月22日付管第471号県土整備部長通知)別表に定める特定資格(以下「特定資格」という。)を有する者であったときのものに限り、共同企業体の構成員の技術者等として施工管理した実績については、出資比率が調達公告で定める割合以上の構成員の技術者等としてのものに限る。以下「施工管理実績」という。)があることを入札参加者の条件とする場合にあっては、当該施工管理実績を有していること。

(11) 略

2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書及び工事費内訳書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、各構成員が作成し、代表者が一括して提出するものとする。

(1)～(3)

(4) 提出された提出書類は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第10条第1項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、入札参加者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。

3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1)～(4) 略

(5) 落札者が契約締結の日(議決を要する工事に

あつては、議決の日の翌日)までに資格(指名)停止措置を受けた場合は、その者を失格とし、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格(総合評価入札方式を行った建設工事については、総合評価の点数が最も高い者)をもって有効な入札をしたものを改めて落札予定者に決定する。

(6)～(8) 略

(9) 落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領(平成14年5月22日付管第471号県土整備部長通知)に定めるところにより、配置技術者に加え、当該落札者(共同施工方式の共同企業体として落札した場合にあつては当該共同企業体の構成員のいずれかとし、分担施工方式の共同企業体として落札した場合にあつては構成員全員とする。)に属する者であつて同要領別表に定める特定資格を有するもの(以下「追加技術者」という。)を発注工事にその施工期間中専任で配置することを求める。この場合において、同要領に定める追加技術者調査(次のアからウまで掲げる条件を満たすものに限る。)を期限(紙入札の場合にあつては開札時、電子入札の場合にあつては開札日の翌日の正午とする。)までに提出できない者は、失格とする。

ア～ウ 略

(10)～(16) 略

4 略

5 入札閲覧設計書に関する質問等

入札閲覧設計書に関する質問は、あらかじめ調達公告に定める期限までに提出することとし、期限を過ぎた質問は受け付けない。質問に対する回答は、あらかじめ調達公告で定める期限までに回答する。

なお、入札閲覧設計書に関する質問及び回答は、電子入札システムの所定の画面(「入札閲覧設計書」に対する質問内容及び回答内容)において閲覧できる。

また、入札閲覧設計書に関する積算条件情報を調達公告に定める質問回答期限までに入札情報HPの発注図書一覧に追加掲載することがあるので、入札参加者は確認の上、応札すること。

6 入札の手続その他の発注工事に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

(1) 調達公告は、発注機関の掲示板又は入札情報

あつては、議決の日の翌日)までに資格(指名)停止措置を受けた場合は、その者を失格とし、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をしたものを改めて落札予定者に決定する。

(6)～(8) 略

(9) 落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領に定めるところにより、配置技術者に加え、当該落札者(共同施工方式の共同企業体として落札した場合にあつては当該共同企業体の構成員のいずれかとし、分担施工方式の共同企業体として落札した場合にあつては構成員全員とする。)に属する者であつて特定資格を有するもの(以下「追加技術者」という。)を発注工事にその施工期間中専任で配置することを求める。この場合において、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領に定める追加技術者調査(次のアからウまで掲げる条件を満たすものに限る。)を期限(紙入札の場合にあつては開札時、電子入札の場合にあつては開札日の翌日の正午とする。)までに提出できない者は、失格とする。

ア～ウ 略

(10)～(16) 略

4 略

5 入札閲覧設計書に関する質問

入札閲覧設計書に関する質問は、あらかじめ調達公告に定める期限までに提出することとし、期限を過ぎた質問は受け付けない。質問に対する回答は、あらかじめ調達公告で定める期限までに回答する。

なお、入札閲覧設計書に関する質問及び回答は、電子入札システムの所定の画面(「入札閲覧設計書」に対する質問内容及び回答内容)において閲覧できる。

6 入札の手続その他の発注工事に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

(1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示すると

HP に掲載することにより行う。
(2)～(5) 略

ともに、入札情報HP に掲載することにより行う。
(2)～(5) 略

鳥取県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定に基づき、道路と内水排除施設との兼用工作物の管理の方法に関する協議が成立したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

その関係図面は、平成28年3月29日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 道路の種類及び路線名

県道境車尾線

2 兼用工作物の位置

西伯郡南部町境字中畑1403－3外

3 兼用工作物の管理者

道路管理者 鳥取県知事

水路管理者 南部町長

4 管理の内容

(1) 道路管理者

兼用工作物に係る行政権限の行使及び道路管理のために必要な措置

(2) 水路管理者

兼用工作物に係る点検その他の維持及び小規模な修繕並びに兼用工作物の管理かしにより第三者に損害が生じた場合の対応

(3) 施設の更新及びこれに相当する大規模修繕は、道路管理者と水路管理者で協議の上行うものとする。

5 管理の期間

平成28年3月18日から道路の存続する期間

鳥取県告示第216号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり羽合土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年3月29日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事	酒 井 富 士 夫	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1175
〃	津 村 鐵 雄	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬777－2
〃	小 谷 要	東伯郡湯梨浜町大字久留12－5
〃	石 原 弘	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1209
〃	高 木 繁 幸	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1335－11
〃	石 井 和 利	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬2417－1
〃	中 川 正 典	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1699－5
〃	福 本 昌 夫	東伯郡湯梨浜町大字田後723－1
〃	船 崎 裕 之	東伯郡湯梨浜町大字上浅津147
〃	西 原 和 男	東伯郡湯梨浜町大字上浅津286
〃	音 田 英 章	東伯郡湯梨浜町大字下浅津206－2

”	山 根 計 雄	東伯郡湯梨浜町大字光吉73-7
”	会 見 吉 秀	東伯郡湯梨浜町大字橋津520-1
”	音 田 嘉 則	東伯郡湯梨浜町大字長江947
”	岡 本 誠	東伯郡湯梨浜町大字門田1178-1
”	福 井 章 人	倉吉市清谷505
監 事	梅 田 尚 志	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1140
”	村 岡 文 雄	東伯郡湯梨浜町大字上浅津328
”	安 達 幸 範	東伯郡湯梨浜町大字橋津726-5

平成28年3月7日退任

就任した役員の名及び住所

理 事	高 濱 泰 博	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬975
”	石 見 秀 信	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1127-2
”	酒 井 富士夫	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1175
”	石 原 弘	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1209
”	戸 崎 博 行	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1292
”	高 田 彰 憲	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬2306-2
”	前 田 豊	東伯郡湯梨浜町大字水下161-2
”	奥 野 宏 次	東伯郡湯梨浜町大字田後846-1
”	船 崎 裕 之	東伯郡湯梨浜町大字上浅津147
”	西 原 和 男	東伯郡湯梨浜町大字上浅津286
”	音 田 英 章	東伯郡湯梨浜町大字下浅津206-2
”	中 本 紀 昭	東伯郡湯梨浜町大字南谷450-1
”	会 見 吉 秀	東伯郡湯梨浜町大字橋津520-1
”	音 田 嘉 則	東伯郡湯梨浜町大字長江947
”	岡 本 誠	東伯郡湯梨浜町大字門田1178-1
”	福 井 章 人	倉吉市清谷505
監 事	大 場 範 明	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1158-2
”	村 岡 文 雄	東伯郡湯梨浜町大字上浅津328
”	安 達 幸 範	東伯郡湯梨浜町大字橋津726-5

平成28年3月8日就任 任期4年

鳥取県告示第217号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成28年3月29日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成27年12月24日 鳥取県指令第201500143423号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津489-1、491-1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市車尾南一丁目15-54
株式会社西米商事
代表取締役 杉村 忠輔

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第 5 号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成28年 3 月29日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成28年 3 月30日（水）午前 9 時30分～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題 公立学校教職員の懲戒処分について

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき鳥取県知事の委任に係る平成28年度危険物取扱者試験を、同法第17条の9第1項の規定に基づき鳥取県知事の委任に係る平成28年度消防設備士試験をそれぞれ次のとおり実施する。

平成28年 3 月29日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 北 村 吉 男

1 試験の種類等

(1) 危険物取扱者試験

区分	試験の種類	試験の実施日	受験願書受付期間		試験会場（予定）
第1回	甲種、乙種、丙種	平成28年 6 月19日（日）	書面申請	平成28年 4 月12日（火）から同月26日（火）まで	鳥取県庁、とりぎん文化会館、鳥取県立倉吉未来中心、米子職業能力開発促進センター、鳥取県立米子コンベンションセンター
			電子申請	平成28年 4 月 9 日（土）午前 9 時から同月23日（土）午後 5 時まで	
第2回	"	平成28年 10 月16日（日）	書面申請	平成28年 8 月22日（月）から同年 9 月 5 日（月）まで	鳥取県庁、米子職業能力開発促進センター、鳥取県立米子コンベンションセンター
			電子申請	平成28年 8 月19日（金）午前 9 時から同年 9 月 2 日（金）午後 5 時まで	
第3回	"	平成28年 10 月23日（日）	書面申請	平成28年 8 月22日（月）から同年 9 月 5 日（月）まで	鳥取県立倉吉未来中心
			電子申請	平成28年 8 月19日（金）午前 9 時から同年 9 月 2 日（金）午後 5 時まで	
第4回	乙種	平成29年 2 月12日（日）	電子申請	平成28年12月 8 日（木）午前 9 時から同月22日（木）午後 5 時まで	鳥取県庁、鳥取県立倉吉体育文化会館、米子職業能力開発促進センター、鳥取県立米子コンベンションセンター
			電子申請	平成28年12月 5 日（月）午前 9 時から同月19日（月）午後 5 時まで	

(2) 消防設備士試験

区分	試験の種類	試験の実施日	受験願書受付期間		試験会場（予定）
第1	甲種（特類、1類～5類）、乙種（1	平成28年 7 月24日	書面申請	平成28年 5 月31日（火）から同年 6 月14日（火）まで	鳥取県立米子コンベンションセンター

回	類～7類)	(日)	電子申請	平成28年5月28日(土)午前9時から同年6月11日(土)午後5時まで	
第2回	"	平成28年7月31日(日)	書面申請	平成28年5月31日(火)から同年6月14日(火)まで	鳥取県庁
			電子申請	平成28年5月28日(土)午前9時から同年6月11日(土)午後5時まで	
第3回	甲種(1類、4類)、乙種(1類、4類、6類、7類)	平成28年11月20日(日)	書面申請	平成28年9月26日(月)から同年10月11日(火)まで	鳥取県立倉吉体育文化会館
			電子申請	平成28年9月23日(金)午前9時から同年10月8日(土)午後5時まで	

2 受験願書申請先

(1) 書面申請

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(持参又は郵送によることとし、郵送の場合は各試験ごとの受験願書受付期間の末日までの消印のあるものだけに限り受け付ける。)

(2) 電子申請

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ(<http://www.shoubo-shiken.or.jp/>)

3 試験実施場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
 鳥取市尚徳町101-5 とりぎん文化会館
 倉吉市駄経寺町212-5 鳥取県立倉吉未来中心
 倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館
 米子市古豊千520 米子職業能力開発促進センター
 米子市末広町294 鳥取県立米子コンベンションセンター

4 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、以下のとおりとし、所定の方法により納付すること。

(1) 危険物取扱者試験

ア 甲種 5,000円
 イ 乙種 3,400円
 ウ 丙種 2,700円

(2) 消防設備士試験

ア 甲種 5,000円
 イ 乙種 3,400円

5 問合せ先

(1) 試験の詳細に関すること

一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部
 電話 0857-26-8389(平日午前9時から午後5時まで)
 ファクシミリ 0857-24-1052

(2) 電子申請に関すること

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室
 専用電話 0570-07-1000(有料)(平日午前9時から午後5時まで)

6 その他

(1) 受験願書の用紙は、一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県危機管理局消防防災課、各消防局内の各地区危険物保安協会及び防火安全協会において交付する。

(2) 試験の実施日時及び場所は、変更することがあるので受験票を確認すること。

- (3) 1 に掲げる試験以外に試験を実施する場合は、決定次第公示する。